

EU・ドイツ企業法制研究

正井章箒*

1. 研究の趣旨—COEプログラムの目的との関連性

(1) 「EUとドイツの企業法研究」グループは、「Ⅲ. 企業・資本市場法制研究」の中の「欧米の企業制度の本質」を検討するための作業グループのうちの一つである。

「企業社会の変容と法システムの創造」は、日本の株式会社と証券市場の歴史を振り返り、人間関係中心の運営ならびに放任の政策（規制の脆弱性）から生じている弊害を直視しようとする。そして、それらに関する欧米の歴史を追体験し、そのシステムを表面的に導入するのではなく、それらを支える思想・理念をも検討し、理解した上で、わが国の法システムを考えることを目的としている。

(2) 周知のように、日本の法制度は、ヨーロッパ大陸の国（とくにドイツ）の法制度から大きな影響を受けてきている。このことは、明治時代に、不平等条約の改正のために、フランス、ドイツから学者を招いて、それらに、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法などの法律草案を作成してもらったということから明らかである。たとえば、企業に関する法制度の中心である現行商法の草案は、ロストック大学教授であったヘルマン・ロエスレルによって作成され、その内容は1861年のドイツ普通商法典に依拠している。もっとも、第二次大戦後、商法は、アメリカ合衆国

の法制度の強い影響の下に、たびたび改正が行われてきている。とくに、1990年代後半からの頻繁な改正は、いわゆるバブル経済破綻の景気低迷を打開する手段として実施され、部分的に制度の根幹の変更にまで及んでいる。伝統的な制度をどこまで維持すべきかが問われている。

(3) ドイツでも、1990年代後半から、会社法の改正が頻繁になっている。この背景には、経営者による不祥事の頻発の反省から、その防止策の制定の必要ということのほか、ドイツの資本市場の活性化という政策上の意図がある。ドイツでは、1994年に証券取引法が制定されて以降、証券取引が活発になった。その結果、アメリカ合衆国における学者の主張の影響を受けて、株主の利益を優先した会社経営の要求が、株主からだけでなく、法学者からも強くなった。そして、株式法において、株式が市場で取引されている会社とそうでない会社とを区別した規制が部分的に導入されることになった。これらの点で、ドイツも日本と類似の状況下にある、といえる。

(4) また、ドイツは、EU構成国の有力なメンバーとして、EUの会社法の調整作業やヨーロッパ会社法などの立法（規則、指令の制定）に大きな影響を与えている。その反面、ドイツは、EUの立法からの影響も受けることになっている。とくに、EUの会社法の領域では、2002年11月の「会社法専門家ハイレヴェル・グループの報告書」および2003年5月の「行動計画」によって、会社法の一方向が示されている。したがって、ドイ

* 早稲田大学大学院法務研究科教授

ツ企業法制の研究は、EU企業法制の研究と並行して進める必要がある。

2. 研究の方法および範囲

(1) 研究の方法

本研究グループは、ドイツとEUの企業法制度について検討するが、それだけではなく、上述のCOEプログラムの基本的考えに基づいて、法制度を生み出す基礎になっている思想的・歴史的考察も重視する。さらに、制度が実務界に与える影響といった経営学的・法社会学的な考察も行う。

また、COEプログラムの趣旨が強調するように、孤立した研究では実際に生じている問題をトータルに把握することはできない。したがって、横断的・総合的研究が重要となる。そこで、他の研究グループ（たとえば、「21世紀のコポレート・ガバナンスと法システムの創造」、「フランス商法研究グループ」）との共同研究も行う。

(2) 研究の範囲

上述のように、ドイツとEUの会社法制度の研究を中心としつつ、資本市場法（とくに証券取引法、銀行法、取引所規則）、競争法といった分野もその研究範囲に含める。また、「ドイツ・コポレート・ガバナンス規準」のような自主規制（いわゆる「ソフト・ロー」）についても検討する。さらに、ドイツでは、労働者の参加（共同決定）が制度化されており、EUにおいても、「労働者の参加に関してヨーロッパ会社法を補充する指令」が採択されていることから明らかなように、労働者保護に関連する法制度についても研究対象とする。この点で、「変容する企業組織・労働市場と労働世界における法創造の課題」グループとの共同研究が有益である。

また、当然のことながら、裁判所の判決の紹介・分析も行う。ドイツ通常裁判所の判決および下級裁判所の判決のほか、企業に関係する連邦憲法裁判所の判決も考察の対象とな

る。また、近時、EU司法裁判所が、資本移転の自由に関して重要な判決を下しているのので、その分析も欠かせない。

3. 研究の意義

(1) ドイツは、日本と多くの点で類似点がある。たとえば、第二次大戦の敗戦から出発しなければならなかったこと、経済は輸出が中心であること、少子化・高齢化社会が到来しつつあること、ヨーロッパの中では賃金が相対的に高いため工場の外国への移転が進んでいること（いわゆる空洞化）、それによる失業者数が増えていること、国および地方自治体の財政赤字が増大していること、などである。また、会社法についても、前述のように、資本市場からの影響が増大し、伝統的法制度（たとえば、労働者の共同決定制度）の根本的な見直し（いわゆる「現代化」）が主張されている。

このような状況下で、ドイツ連邦政府は、「アゲンダ2000」を発表して、社会保険制度の改革、労働市場改革などに乗り出し、さらに、資本市場の活性化を重視して、そのための施策を次々に実施しようとしている。たとえば、2003年12月に、「会計コントロール法」草案を、また2004年1月には、「企業の廉直性と取消権の現代化に関する法律草案」を、それぞれ公表している。類似の状況下にある日本にとって、ドイツが実施しようとしている法制度が大いに参考になると思われる。

(2) EUは、ヨーロッパでの度重なる戦争の反省から生み出された。ヨーロッパ経済共同体条約とヨーロッパ原子力共同体の設立を定めた1957年のローマ条約に始まる。当初6カ国で構成されていたが、現在では15カ国となり、さらに2004年には、一挙に25カ国になろうとしている。まず、市場の統合、次いで経済統合に向けて、多くの立法が実施され、一定の成果を収めてきた。現在は、さらに政治統合に向けて動いている。EUの憲

法も制定されようとしている。構成国の会社法の調整という困難な作業も、曲折を経ながらも続けられている。このようなEUの法制度の発展から学ぶところが大きい。アジアの経済市場の統合ということも俎上にのせる時期が来るであろう。その前に、EUの企業法制の発展について研究し、これからの研究者のための「種を撒いておく」ことは、大きな意義がある。

(3) このように、ドイツとEUの企業に関する法制度を追究することによって、日本の企業法制の改革にもなんらかの示唆が得られるであろう。また、教育面でも、大学院生、学部学生に向けたシンポジウムを開催することなどによって、ドイツとEUの法制度への関心を高め、それと日本の法制度の比較といった複眼的な思考を養うことができよう。